

大規模災害に伴う経済支援について

これまで災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、災害被害により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。対象に該当し、希望する場合は、下記により申請してください。

○令和元年8月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号の被災に伴う 入学料・授業料免除

(1) 支援内容

上記の災害により被災した学生について、被災状況に応じて入学料・授業料免除を行います。

※令和元年度入学料及び授業料を納入済みの場合でも、申請できます。

(免除決定後に入学料及び授業料を返納いたします。)

(2) 支援対象者

被災学生のうち、以下2点すべてに該当する者を対象とします。

①災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住し、被災した事実を公的証明書等により証明可能な学生

※災害救助法適用地域 「災害救助法適用地域 JASSO」で検索

②以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生

○主たる学資負担者が死亡又は行方不明になった場合

○主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流出した場合

(3) 申請方法

ホームページ (<http://www2he.tohoku.ac.jp/menjo/>) の災害枠で提出書類を必ず確認してください。

次の書類をとりまとめの上、学生支援課経済支援係(川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口)へ提出してください。

なお、下記書類の外、審査の課程において必要な書類を求める場合があります。

①大規模災害被災に伴う入学料・授業料免除願(所定用紙)

→免除願書を印刷、又は経済支援係窓口より受領。

②死亡又は行方不明を証明する書類、被災証明書(いずれもコピー可)

→独立生計者の場合は、被災証明書に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

(4) 申請期間

令和元年11月5日(火) ~ 11月18日(月)まで

※申請書類を期日までに用意できない方、その他やむをえない事情により受付窓口
に持参できない方は、必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 平日8:30~17:00
東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係
(川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口)
〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地
電話:022-795-7816

東北大学総長 殿

学籍番号 (又は受験番号) : _____
 所属 (学部・研究科) : _____
 (学科・系・専攻) : _____
 フリガナ _____
 氏名 (自署) : _____
 (〒 _____) _____
 住所 _____
 TEL (携帯) _____ (メールアドレス) _____
 (〒 _____) _____
 学資負担者の被災地住所 _____
 連絡先 TEL _____

大規模災害被災に伴う入学料・授業料免除願

私の学資負担者が被災したことに伴い、今後の学業継続等に支障をきたしているため、入学料・授業料免除を許可くださるようお願いいたします。

記

| 大規模災害 | 申請区分 | 免除基準 |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 令和元年8月豪雨 <input type="checkbox"/> 令和元年台風第15号 <input type="checkbox"/> 令和元年台風第19号 | <input type="checkbox"/> 入学料免除 <small>令和元年度入学者のみ</small> | <input type="checkbox"/> 学資負担者の (死亡・行方不明) <input type="checkbox"/> 学資負担者の家屋等が (全壊・大規模半壊・半壊) |
| | <input type="checkbox"/> 授業料免除 | <input type="checkbox"/> 学資負担者の (死亡・行方不明) <input type="checkbox"/> 学資負担者の家屋等が (全壊・大規模半壊・半壊) |

- 令和元年度入学料の (免除・徴収猶予) 申請を行っている
 令和元年後期分授業料の (免除・徴収猶予・月割分納) 申請を行っている
 (入学料・授業料) は納入済みです
 ※上記の該当箇所 (□及び()のなか) に☑または○を記入してください。

(理由: 被災状況及び家計状況について、申請者本人が具体的に記入すること。)
 (注) 「り災証明書」、「公的証明書」等を必ず添付すること。

入学料・授業料徴収猶予願

入学料免除については不許可と決定された場合、及び授業料免除については不許可又は半額免除と決定された場合は、入学料・授業料の徴収猶予を許可くださるようお願いいたします。

注意①: 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者は9月15日、10月入学者は3月15日です。
 (ただし、各期日が土・日・祝日にあたる場合、最終期限は直近の営業日となります。)

注意②: 授業料の徴収猶予の最終期限は、前期分は9月の口座引落日、後期分は3月の口座引落日です。
 (ただし、卒業又は修了予定者の前期分については8月の口座引落日、後期分については、2月の引落日となります。)

(注) 1. 被災状況に応じて免除が決定され、結果については学務情報システムにて通知いたします。
 2. 上記書類のほかに審査の過程において必要な書類を求められることがあります。